

火災保険・火災共済と被災者生活再建支援制度の役割等

資料4-4

	火災保険・火災共済	地方公共団体の支援制度	被災者生活再建支援制度
役割	<p>○火災、落雷・破裂・爆発、及び風・ひょう・雪災、水災など地震・噴火・津波以外の自然災害により被災した家屋や家財等の損失(修理費用等)を補てんするもの。</p>	<p>○一般もしくは特定の自然災害による被災者に対して、<u>地方公共団体が主体</u>となって被災者生活再建のための支援を行うもの</p>	<p>○自然災害により<u>一定規模以上の被害</u>が生じ、<u>被災都道府県のみでは対応が困難な場合</u>、<u>都道府県による相互扶助</u>とそれに対する国の支援によって、被災者の生活再建を支援するもの</p>
性格	<p>○私有財産(家屋・家財等)の保全のために、<u>主に所有者が、希望する保障金額に応じた保険料(共済掛金)を支払うことにより、その所有者(居住者)が住宅等再建に備える自助の制度</u></p> <p>○財源は保険(共済)契約者が支払う保険料(共済掛金)</p>	<p>○見舞金、地域再生、定住政策等(地方公共団体で性格が異なる)</p> <p>○<u>地方公共団体が必要と考える公助</u></p> <p>○財源は地方公共団体の税金。</p>	<p>○<u>生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的</u></p> <p>○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対する<u>必要最小限の公助(見舞金)</u></p> <p>○財源は都道府県による相互扶助の基金(税金)</p>
対象	<p>○被災時点で有効な保険(共済)契約に加入する被保険者(被共済者)</p>	<p>○各地方公共団体の規定による</p>	<p>○被災者生活再建支援法に定める要件を満たした世帯 例)10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の世帯</p>